

第三十八回国会 社会労働委員会 議 録 第十一号

昭和三十六年三月九日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 山本 猛夫君

理事大石 武一君 理事齋藤 邦吉君

理事永山 忠則君 理事藤本 捨助君

理事小林 進君 理事滝井 義高君

小沢 辰男君 大沢 雄一君

藏内 修治君 佐伯 宗義君

櫻内 義雄君 田中 正巳君

中山 マサ君 福田 繁芳君

松山千恵子君 赤松 勇君

浅沼 享子君 大原 亨君

河野 正君 五島 虎雄君

島本 虎三君 中村 英男君

井堀 繁雄君 本島百合子君

出席政府委員

厚生政務次官 安藤 覺君

厚生 技 官 尾村 俤久君

(公衆衛生局長)

厚生事務官 牛丸 義留君

(業務局長)

厚生事務官 大山 正君

(児童局長)

厚生事務官 畠中 順一君

(引揚援護局長)

委員外の出席者

厚生事務官 山本浅太郎君

(保険局長)

専 門 員 川井 章知君

同日

第一類第七号 社会労働委員会議録第十一号 昭和三十六年三月九日

補欠として大原亨君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補欠として稲葉修君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

同(杉山元治郎君紹介)(第一〇七二号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

日雇労働者健康保険法の改善に関する請願(三宅正一君紹介)(第一〇四

一〇四)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に関する請願(大橋武夫君紹介)(第一〇八一

一〇八一)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇七三

同(前田榮之助君紹介)(第一一九一号)
同(高津正道君紹介)(第一一九二号)
同(永山忠則君紹介)(第二一五七号)
国立大田病院、療養所併存に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第一一六六号)
精神薄弱者対策促進強化に関する請願(中村高一君紹介)(第一一六七号)
同(小林進君紹介)(第一一八四号)
同(野田武夫君紹介)(第一一八五号)
原爆被害者の援護に関する請願(田口長治郎君紹介)(第一一八六号)
同(中村重光君紹介)(第一一八七号)
同(二宮武夫君紹介)(第一一八八号)
同(芳賀貢君紹介)(第一二八九号)
同(伊藤宗一郎君紹介)(第一二二九号)
同(五島虎雄君紹介)(第一二三〇号)
同(小沢辰男君紹介)(第一二四八号)
同(岡田修一君紹介)(第一二四九号)
同(倉成正君紹介)(第一二五〇号)
同(島本虎三君紹介)(第一二五一号)
同(中村幸八君紹介)(第一二五二号)
同(長谷川峻君紹介)(第一二五三号)

同(柳谷清三郎君紹介)(第一二五四号)
同(山中日露史君紹介)(第一二五五号)
同(永山忠則君紹介)(第一二五六号)
原爆被害者援護法制定に関する請願(外六件)(二宮武夫君紹介)(第一一九〇号)
児童収容施設措置費引上げ等に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一二二八号)
化粧品店の薬用化粧品等取扱に関する請願(大矢省三君紹介)(第一二四六号)
同(野原覺君紹介)(第一二四七号)
探炭労働報国隊勤務中の負傷による身体障害者援護に関する請願(海部俊樹君紹介)(第一二六〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)
年金福祉事業団法案(内閣提出第一三三三号)
児童扶養手当法案(内閣提出第一三九号)
予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○山本委員長 これより会議を開きます。
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法案及び児童扶養手当法案、以上三案を一括議題となし、審査を進めます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二項第二号に該当する者」を「第二項第二号に該当する者であつて次条第一項第二号に掲げる期間内にあるもの」に、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「次条第一項第三号」を「同条第一項第三号」に改める。

第八條第一項の表中

第四項症	七〇〇〇円
第五項症	四〇〇〇円
第六項症	三〇〇〇円
第一款症	二〇〇〇円
第二款症	一〇〇〇円
第三款症	一〇〇〇円

を

第四項症	七〇〇〇円
第五項症	四〇〇〇円
第六項症	三〇〇〇円
第一款症	二〇〇〇円
第二款症	一〇〇〇円
第三款症	一〇〇〇円

同条第三項の表中

第一款症	一八〇〇〇円
第二款症	一六〇〇〇円
第三款症	一三〇〇〇円

を

第一款症	一八〇〇〇円
第二款症	一五〇〇〇円
第三款症	一三〇〇〇円

同条第四項の表中

第四項症	三六〇〇円
第五項症	二五〇〇円
第六項症	一六〇〇円

を

第四項症	三六〇〇円
第五項症	二五〇〇円
第六項症	一六〇〇円

第二十四條第一項中「及び祖母」を「祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母(死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日前である場合におけるその死亡した者の入夫婚姻(民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)にいう入夫婚姻をいう。))による妻の父若しくは母(入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限る。))又はその配偶者で

あつて、死亡した者の死亡の当時その妻と同一の戸籍内にあつたものに限る。))に改める。
第二十五條の見出しを「(遺族年金及び遺族給付金の支給条件)」に改め、同条第一項中「又は祖母」を「祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改め、同項第五号中「及び祖母」を「祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母」に改め、同条第三項中「又は祖母」を「祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改

め、同項第三号中「及び祖母」を「祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母」に改め、同条第四項本文中「祖父母」の下に「入夫婚姻による妻の父母」を加える。
第三十一條第四号中「及び祖母」を「祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母」に改め、同条第七号中「又は祖母」を「祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。
(第二條第三項第一号の改正に関する経過措置)
2 この法律による第二條第三項第一号の規定の改正により障害年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に關し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正法」という。)を適用する場合においては、第七條第三項及び第四項、第二十三條第二項第三号並びに第二十五條第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第十一條第三号及び第二十九條第三号中「昭和三十三年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、第十三條第二項並びに第三十條第三項及び第五項中「昭和三十三年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、第二十五條第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」とする。

5 入夫婚姻による妻の父又は母に支給する昭和三十六年十月分からその者が六十歳に達する日の属する月分までの遺族年金の額を算出する場合には、第二十六条第一項中「五万一千円」とあるのは、「三万五千二百四十五円」と読み替えるものとする。ただし、昭和三十六年十月一日において不具廢疾で

理由

被徵用者等である非戦地勤務の有給軍属について障害年金又は遺族給与金を支給する途を開き、旧民法にいう入夫の妻の父母を遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき遺族の範囲に加えるとともに、障害年金等を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ない。

第十条 役員の任期は、四年とする。

その役員を解任することができ
る。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第十四条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が事業団を代表する。

(職員の任命)
第十五条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十六条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)
第十七条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七條ノ二及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十四条の施設のうち、老人福祉施設、

療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。

二 次に掲げる者に対し、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者、被保険者であつた者又は受給権者(以下この号において「被保険者等」と総称する)の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

イ 厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者

ロ イに掲げる事業主又は船舶所有者である事業者で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ハ 被保険者等である者で組織された農業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行なう法人で政令で定めるもの

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託等)
第十八条 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による厚生大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下第三十三条及び第三十六条において「受託金融機関」という)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)
第十九条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(事業計画及び資金計画)
第二十条 事業団は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 財務及び会計

(事業年度)
第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算)
第二十二条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の予算を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という)を作成し、決算完結後二月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するとき、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び年金福祉債券)
第二十六条 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は年金福祉債券(以下この条において「債券」という)を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金は、政府から借り入れるものとし、銀行その他の金融機関から借り入れてはならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権を弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)
第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業

務に要する費用（第十七条第二号に掲げる業務を行なうため必要な貸付資金を除く。）の一部に相当する金額を交付することができる。（余裕金の運用）

第二十八條 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得

二 厚生大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十九條 事業団は、厚生省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生省令で定める場合を除き、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十條 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

（厚生省令への委任）

第三十一條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 監督

（監督）

第三十二條 事業団は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に事業団若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

（解散）

第三十四條 事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十五條 厚生大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十二條、第二十六条第一項、第三項若しくは第七項又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第十九條第二項、第二十九條又は第三十一條の規定により厚生省令で定めようとするとき。

三 第二十四條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八條第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十六條 第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十七條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第三十八條 第五条の規定に違反して年金福祉事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条 厚生大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとす

る。

第三条 厚生大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者を引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の引継ぎを受けるときは、遅滞なく、政令で定めなければならない。

2 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（名称の使用制限に關する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に年金福祉事業団という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（最初の事業年度の特例）

第六条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の予算については、第二十二條中「毎事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（船員保険法の一部改正）

第八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第五十七條ノ二に次の一項を加える。

政府八年金福祉事業団ラシテ前項ノ施設ノ中年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第 号）第十七條第一号ニ掲グルモノヲ為サシムルモノトス

（厚生年金保険法の一部改正）

第九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第七十九條に次の一項を加える。

2 政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第 号）第十七條第一号に掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

（国民年金法の一部改正）

第十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第八十四條に次の一項を加える。

2 政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第 号）第十七條第一号に掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

(登録税法の一部改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本蚕業事業団」の下に「年金福祉事業団」を、「日本蚕業事業団法」の下に「年金福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に「年金福祉事業団」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ八ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ八ノ三 年金福祉事業団ガ年金福祉事業団法第十七条第二号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の九の次に次の一号を加える。

四の十 年金福祉事業団

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「労働福祉事業団」を「年金福祉事業団、労働福祉事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「労働福祉事業団」を「年金福祉事業団、労働福祉事業団」に改める。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十六条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「労働福祉事業団」を「年金福祉事業団、労働福祉事業団」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 年金福祉事業団を監督すること。

第十四条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 年金福祉事業団を監督すること。ただし、年金局の主管に属するものを除く。

第十四条の二第四号の次に次の一号を加える。

五 年金福祉事業団を監督すること(主として国民年金の被保険者等に係る業務に関するものに限る)。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項本文中「首都高速道路公団」の下に「年金福祉事業団」を加える。

理由

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうとともに、これらの制度の被保険者等の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進する措置を講ずるため、年金福祉事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童扶養手当法案

児童扶養手当法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 児童扶養手当の支給(第四条—第十六条)
- 第三章 不服の申立て(第十七条—第二十条)
- 第四章 雑則(第二十一条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(児童扶養手当の趣旨)

第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することとを趣旨として支給されるものである。その支給を受けた者は、こ

れをその趣旨に従つて用いなければならない。

(用語の定義)

第三条 この法律において「児童」とは、義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を含む。)の者をいう。

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく年金たる給付
- 二 厚生年金保険法(昭和二十九法律第五十五号)に基づく年金たる給付(同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。)
- 三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく年金たる給付
- 四 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく年金たる給付
- 五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二十九号)に基づく年金たる給付
- 六 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

七 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二十四号)に基づく年金たる給付

八 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく年金たる給付

九 公共企業体職員共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)に基づく年金たる給付

十 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)に基づく年金たる給付

十一 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)に基づく年金たる給付

十二 執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基づく年金たる給付

十三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

十四 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二十号)に基づく年金たる給付(遺族給付金を含む。)

十五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)に基づく留守家族手当及び特別手当(同法附則第四十五項に規定する手当を含む。)

3 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含むものとす。

第二章 児童扶養手当の支給（支給要件）

第四条 国は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がいないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを行う。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 父母が婚姻を解消した児童

二 父が死亡した児童

三 父が別表に定める程度の廃疾の状態にある児童

四 父の生死が明らかでない児童

五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができないとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができず、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができない母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができない者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

五 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。

七 父（母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた配偶者を含む。）と生計を同じくしているとき。ただし、その者が別表に定める程度の廃疾の状態にあるときを除く。

八 母の配偶者に養育されているとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

（手当額）

第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八百円とする。ただし、当該母又は養育者が監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が二人であるときは、千二百円とし、三人以上であるときは、千二百円にその児童のうち二人を除いた児童一人につき二百円を加算した額とする。

（認定）

第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給期間及び支払期月）

第七条 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 支給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎三年三月、七月及び十一月の三期に、それぞれの前月までの分を支払ふ。ただし、前支払期月に支払うべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（手当の額の改定）

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護し又は養育する児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、その監護し又は養育する児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。

（支給の制限）

第九条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者が前年において十三万円（第四条に定める支給要件に該当する者が前年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき一万五千円を加算した額とする。）をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の所得につき、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定により計算した前年分の所得税額（この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。以下同じ。）があるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十一条 母に対する手当は、その母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢に応じて政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十二条 養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの所得につき、所得税法の規定により

た額とする。）をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

計算した前年分の所得税が、前条の規定に基づく政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十三条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得又は所得税額に關しては、前四条の規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を返還しなければならない。

一 当該被災者が損害を受けた年において十三万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき一万五千円を加算した額とする。）をこえる所得を有したと。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額があること。当該被災者の配偶者に支給された手当

三 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額が、第十一条の規定に基づく政令で定める金額以上であること。当該被災者を扶養義務者とする者に支給された手当

3 前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、第九条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の間に応じなかつたとき。

二 当該児童の父が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つているとき。

第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時的に止めることができる。

第十六条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた第四条に定める要件に該当する児童にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服の申立て
（都道府県知事に対する異議の申立て）

第十七条 都道府県知事のした手当の支給に關する処分が不服がある者は、その処分のあつた日から六十日以内に、都道府県知事に異議の申立てをすることができ、

2 都道府県知事は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、前項の期間を経過した後においても、異議の申立てを受理することができる。

（厚生大臣に対する審査の請求）
第十八条 前条の異議の申立てに対する都道府県知事の決定に対してなお不服がある者は、その決定のあつた日から六十日以内に、厚生大臣に審査の請求をすることができ、

2 前条第二項の規定は、前項の審査の請求に準用する。

3 前条の異議の申立てをした日から六十日以内に都道府県知事の決定がないときは、申立てをした者は、都道府県知事が異議の申立てを棄却したものとみなして、厚生

大臣に審査の請求をすることができ、

（時効の中断）
第十九条 前二条の規定による異議の申立て及び審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

（政令への委任）
第二十条 前三条に定めるもののほか、異議の申立て及び審査の請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則
（事務費の交付）
第二十一条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

（時効）
第二十二条 手当の支給を受ける権利は、これを支給すべき事由が生じた日から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（不正利得の徴収）
第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、厚生大臣は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

（受給権の保護）
第二十四条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

（公課の禁止）
第二十五条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

（期間の計算）
第二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）
第二十七条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、都道府県知事又は受給資格者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

（届出）
第二十八条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨

を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(調査)

第二十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより手当の支給が行なわれる児童の父に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の廃疾の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十条 都道府県知事は、手当の支給に關する処分に関し必要があるとき、受給資格者、当該児童又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者若しくは当該児童に対する公的年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会に對

し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)

第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後を支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十三条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(手当の支払)

第三十二条 手当の支払に關する事務は、政令の定めるところにより、政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)

第三十三条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執

行について必要な細則は、省令で定める。

(事務の委任)

第三十四条 手当の支給に關する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(罰則)

第三十五条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第三十六条 第二十八条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(認定の請求に關する経過措置)
2 昭和三十七年一月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該手当について第六条第一項の認定の請求の手続をとることができる。

(手当の支給に關する経過措置)
3 前項の手続をとつた者が、この法律の施行の際手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項

の規定にかかわらず、昭和三十七年一月から始める。

4 この法律施行の際現に手当の支給要件に該当している者又はこの法律の施行後昭和三十七年二月二十八日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの間に第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

5 昭和三十七年三月においては、第七条第三項本文の規定にかかわらず、同月までの分の手当を支払う。

6 昭和三十五年分の所得につき、第十一条の規定を適用する場合においては、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第

号)による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、「控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢」とあるのは、「扶養親族の数」と、それぞれ読み替へるものとする。

(印紙税法の一部改正)
7 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十 児童扶養手当法ニ依り児童扶養手当に關スル証書、帳簿

(地方財政法の一部改正)
8 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「及び船員保険」を、「船員保険及び児童扶養手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)
9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第 号)を施行すること。

(地方税法の一部改正)
10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第 号)の規定によつて児童扶養手当として支給を受ける金銭

別表

一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

四 面上しのすべての指を欠くもの

五 面上しのすべての指の機能に著しい障害を有するもの

六 面下しの機能に著しい障害を有するもの

七 面下しを足関節以上で欠くもの

八 体幹の機能にすわつてゐることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの

九 前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

十一 傷病がなおらないで、身体機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

理由
母子家庭等が置かれてゐる経済的社会的状況にかんがみ、父と生計を同じくしてゐない児童を監護し又は養育する母その他の者に対し、児童

扶養手当を支給することによつて、児童の福祉の増進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山本委員長 ます提案理由の説明を求めます。安藤厚生政務次官。

○安藤(屬)政府委員 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に關しましては、御承知の通り、昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されて、戦傷病者年金、遺族年金等の支給の道が開かれ、続いて翌二十八年には恩給法の一部改正により旧軍人にかかる公務扶助料等が支給されることとなり、さらにその後数回の改正により援護の充実及び受給者相互間の公平がはかられて参つたのであります。

しかしながら、これらの援護の措置については、なお若干の不均衡もあるように考えられますので、種々検討を重ねました結果、別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案と関連してこの法律案を提案する運びとなつた次第であります。

以下、この法律案の概要につきまして御説明いたします。

まず改正の第一点は、旧国家総動員法により徴用された者等が、もとの陸海軍の有給軍属として戦地または事業地以外の地域で勤務してゐる間に業務上戦時災害を受けて不具廃疾となり、または死亡した場合において、その者を準軍属として取り扱い、その者またはその者の遺族に障害年金または遺族

給与金を支給することとしたことである。

すなわち、これらの者は現在、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により措置される建前となつてゐるのであります。支給要件等の関係上、同法による措置を受けられない場合があるのであります。

このため、同じ被徴用者等であつて戦傷病者戦没者遺族等援護法の準軍属として処遇されてゐる者すなわち被徴用者等であつて有給軍属とならずに一般工場に勤務してゐる者等と比べて均衡を欠く場合が生じてゐるので、被徴用者等である非戦地勤務の有給軍属を準軍属とし、その者またはその遺族が旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金を受けられない場合には障害年金または遺族給与金を支給することとしたのであります。

改正の第二点は、死亡した軍人軍属等が旧民法にいう入夫であつた場合、その者の妻の父母を遺族年金または遺族給与金の支給を受け得べき遺族の範囲に加へたこととあります。旧民法による入夫婚姻により入夫となつた者とその妻の父母との間には、法律上の親子関係はないのであります。生活の実態としては、嫡養子と同じような関係にあり、これを遺族の範囲から除外しておくことは法の趣旨から見まして妥当でないと考えられるのであります。

改正の第三点は、第四項以下に障害年金等を増額したこととあります。これは、別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案によ

る傷病恩給の増額との均衡をはかるものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次いで年金福祉事業団法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、本年四月から提出の国民年金が充足することにより、国民皆年金がようやく実現の運びとなりましたが、その主柱をなす厚生年金

や国民年金の積立金につきましては、厚生年金においては昭和三十六年度分のみでも一千四十億円の増となり、また、国民年金においても初年度三百億円の増と推定されております。この両年金の積立金の運用をどのように行なつていくかは年金制度の今後の発展にきつめて密接な関係を有する問題であり、また、国民がともに重大な関心を寄せてゐるところであると存するのであります。

政府といたしましては、これらの積立金が、被保険者や事業主から集められた零細な保険料の集積である点にかんがみまして、かねてからその性格にふさわしい運用の方法を種々検討いたし、また、資金運用部資金運用審議会、社会保障制度審議会、国民年金審議会などの各種審議会の御意見もあり、昭和三十六年度におきましては、積立金を被保険者の福祉の増進のために運用する一つの方法として従前から行なわれてゐる厚生年金の還元融資と、さらにこれとは同様の性格において新規に開始いたします国民年金の特別融資とのワクを、積立金の増加額の二五%

すなわち厚生年金と国民年金を合わせて三百三十五億圓に増額いたしましたのであります。

しかしながら、従来から行なわれております厚生年金の還元融資のうち地方公共団体を通じて民間に転貸される部分は、この転貸という方式に伴い融資先等におのずから制約がある等種々の不合理な点があるのであります。これを改善し、還元融資及び特別融資を円滑に実施するため年金福祉事業団を設置せんとするものであります。すな

わち資金運用部から資金を借り入れて、これを直接厚生年金、国民年金及び船員保険の被保険者の福祉増進に必要な施設を設備または整備しようとするものに貸し付ける特別の法人を設置せんとするのであります。明年度におきましては、厚生年金と国民年金の還元融資の総額三百三十五億圓のうちから地方公共団体以外のものに直接貸し付ける分として五十億圓がこれに充てられることとしてあります。なお、

本事業団は、当面、右の融資を行なうことを主たる事業とすることとしたしておりますが、厚生年金、国民年金、船員保険の各法に基づく福祉施設を設備または運営する道を開くこととしたしてゐるのであります。

本法案は、このような事業団設立の趣旨に基づいて事業団の目的、融資の相手方や融資の対象となる事業等の業務の範囲を定めるとともに、役員員の任命など事業団の組織に關すること、予算決算その他会計の方法、事業団の業務についての厚生大臣の監督等について規定してゐるものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。なにとぞ慎重に

ご審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、児童扶養手当法案について、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

政府は、かねて児童の福祉施策の充実に努めて参つたのでありますが、父母の離婚後父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廃疾である児童等については、社会的経済的に多くの困難があり、これらの児童を有する家庭の所得水準は一般的に低く、低い場合が多く、児童の扶養の資に困難を見る事例が見られるのであります。政府といたしましては、このような事情に対しまして、社会保障制度の一環として母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかりたいと存じ、この法案を提出した次第であります。

次に児童扶養手当法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、支給の範囲でありますが、この手当は、父母の離婚、父の死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合及び父母の不在義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給することといたしております。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合または一定程度以上の所得のある場合等には支給しないことといたしております。

第二に、児童扶養手当の額であります。児童が一人の場合には八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合には、千二百円に三人以上の一人につき

二百円を加算した額を支給することといたしております。第三に、児童扶養手当に関する費用であります。給付費及び事務費とも全額国庫で負担することといたしております。第四に、施行期日であります。昭和三十一年一月一日から施行いたします。

以上が児童扶養手当法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○山本委員長 各案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○山本委員長 予防接種法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

質疑に入り。河野正君。

○河野(正)委員 このたび予防接種法の一部改正によりまして、小児麻痺も予防接種を行なうべき疾病の一つに追加された。このことは、今日きわめておびただしい小児麻痺の罹病者、またこの小児麻痺に基づきまするたくさん

の死亡者を出しておる現状から見ると、私はきわめてけつこうな法案だと考えますが、しかしこの法案が立案されまする過程におきましては、いろいろ問題点もたくさんございまして、なおまたこの法律が施行されるにあたりまして、私どもが心配いたしましたる問題点がなお若干ございまして、

そこでまずお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。この法律が施行されるにあたりまして、この法律の裏づけとなり得る法律に対しまして、この裏づけとなり得るものが完全であるという

ことが一番望ましいわけですが、現時点においてはたしてどういふ体制が確立されておるのか。この点は少なくとも法律を完全に円滑に運営していく上におきまして、非常に大きな意義があると思ひますので、まずその点に對します御答弁をお願い申し上げます。

○尾村政府委員 今回の法律改正で一応予定いたしておりますのは、四月一日からの施行実施ということになっております。この対象は〇・五才から三才までの者に定期予防接種をする、なおそのほかに集団流行が起りまして、この年令以外の者も含めましてやる、これが一番のねらいでございます。その裏づけといたしましては、予防接種をいたすこととございますので、予防接種法、この確保ということが第一点でございます。なおこれを実施いたしまするのに、やはりこれは相当な価格のものでございまして、この負担に耐えない者があつては、たとい液がありましては、従つてこの負担の負担に對する措置、この二つが一番の中心でございまして、そのほかに、もちろんこれを実施するための医療機関あるいは保健所のこれらの事務に當たる体制というふうなものが実施の場合にそつとございまして、裏づけにならぬわけでございます。このいづれに對しましても予算措置並びにワクチンの供給計画、それからこれの実施に當たります実施機関の体制、この法律に盛り込まれておりますもの、実施に必要な裏づけは、いづれも現在の予算につきましてはお願いしております。予算法案の中にこれは含めてあります。それから

供給計画も、これは事務局で需要量に見合うものを今確実に進めてもらつております。それから実施体制も、先般これに関する地方の部長会議、それからこの専門の課長の会議を催しまして遺憾のないように協議をし、また指示をいたしましたので、裏づけは現在のところ見込み十分だ、こういうふう

に存じております。

○河野(正)委員 もちろんただいま局長から御説明をいただきましたように、実際に法律はでき上がりましたけれども、その裏づけと申しますか、体制といふものが確立されなければ、これは全く絵にかいたもちでございます。私は全く意味のないものだといふような意味から、今若干の御説明をお願いを申し上げたわけでございます。ところがその中で第一番に問題になつて参りますのは、要するにこの予防接種を行ないます場合には、何といつても予防接種液といふものが確保されなければならぬ、この点はたゞいま御答弁の通りでございます。ところが実際にその点についていろいろ今日までたくさん問題があつたようでございます。

その問題の一つとして、実は今全国の乳幼児に予防接種をするための国産ワクチン、これにおそらく当局側でも一段の努力が行なわれると思ひます。ところがこの国産ワクチンが実際に検定という段階に通過したところが、どうも思ひます。まあ国産ワクチンの検定に不合格という量が、私ども民間のところによりまして六十二万人の分は不合格だ、検定にひつかなかったというふうなことが実は伝えられておるわけでございます。そうしますと、

なるほど供給計画、供給計画といふのは、一応デスク・プランとして実施されまして、実際にそれに実物が伴わなければ、これはとてもないこととございまして、その辺の事情といふものがどういふふうな事情になつておるのか、その辺の事情に對しまして御説明をお願いしたいと考えております。

○牛丸政府委員 国産品の製造は国内の六社によつて現在製造されておる段階でございます。ただいまの御質問のうちに、この国産品の検定が不合格になつたのじゃないかといふ御質問でございますが、昨日の新聞でありましたか、一部の新聞に出ておりますのは実は誤報でございます。阪大の微生物研究所で作成された八百リッターのワクチンがすでに検定を終えまして、そのうちの四百リッターは出荷いたして各府県に配付済みでございます。最後の四百リッター、この分が何か検定が不合格になつたといふことがきのうの一部の新聞に出ておるわけでございますが、これは安全試験並びに力価試験、国家検定の試験基準はこの二つの試験でございます。安全であるか、それから力価がどうかであるか、この二つの試験に合格しているわけでございます。たださらにそこに夾雑物が一部あつたといふことで、これは検定基準にないものでございまして、念のためその試験をやつたために多少おくれたというだけでございます。検定は合格してはおります。従ひましてその点の念を押して、絶対といふことであれば直ちに出荷する手はずになつておるわけでございます。その点は別に心配はないわけでありまして、ただ一番

最初は、これは一月でございますが、千葉血清の分が生産されたわけでございます。これは力価について多少の疑義があるというわけで、なお試験のリビートをやっておる段階でございます。まだ不合格が決定したということではございません。従いまして国内で六社生産しておりますので、他の四社につきましても、これは途中で輸入ワクチンが検定を待っているような状態でございます。国産品につきましても輸入品と同様に品質において変わりはないというふうに私どもは考えておる次第でございます。

○河野(正)委員 安全試験あるいは力価検定と申しますか、それについてはもう先ほど私どもから御指摘申し上げました点は誤報であつて全然問題にならぬということでございますが、ただあとで夾雑物があつたというような御説明もございました。少なくとも国の指導によつて行なわれる予防接種でございしますので、私はその夾雑物が入つておる、そのために安全性を欠くとか、あるいは効果が薄くなるとか、そういうことのみでなくて、やはり夾雑物が入つておるといふことは、これは医学的に見ても、化学的に見ても不適当であるといふことは当然のことであつて、ただ、それが夾雑物が入つておつても安全性は大して問題にならぬ、あるいは効果についても大して問題にならぬといふことでございませうけれども、私はそれは必ずしもベターのものではないといふふうに考へるわけです。そこで少なくとも一部において夾雑物が入つておるといふことが明白であるならば、国民はたとい法律であつても、安心して法律に應ずるわけ

には参らぬ。これはやはり實際問題として夾雑物が入っていても、安全性

なり、効果の上では大して問題ないとおっしゃいますけれども、しかし今日までもこの安全性は大丈夫だ、効果もあると言われながら、やはりいろいろな要素で、たとえば特異体質あるいは個人的な特殊な条件、そういうために熱発をしたり、あるいはまたその他のいろいろな現象を起こしたり、こういうことがしばしばあるわけですね。たとえばペニシリンの例のごときもそうです。ペニシリンの例一つ取り上げて参りまして、検定をして安全性はあるのだ、あるいは効果の上においても問題は無いのだといいますが、その人の、個人のそのときの条件、あるいはまたその生体の特殊性、特異性、こういうものでやはり生命を落とすというような非常に大きな問題も起こってくる可能性があるわけです。それをやはり私は万全のものだとおっしゃって、ある場合には若干問題のある場合があると思うのですよ。にもかかわりませず、今からすでにその安全性においては問題ない、あるいは効果の上において大して問題ないということであるけれども、夾雑物が入っておるのがあった、それでは私は国民は安心できぬと思うのです。というのは、安全性の上から申しまして、効果の上から、それから夾雑物なんか一切入っておりません、こういうことでも、やはり国民というものは心配するわけです。実際地方で予防接種をしておりますと、大丈夫だ、大丈夫だと言っても、心配する人が非常に多いのです。それだから、今から一部夾雑物が入っておったというようなことでは安心で

きぬと思いますが、その点いかがですか。

○牛乳政府委員　ただいま河野委員からおっしゃったようなそういう危険がございまして、すでに国家検定の基準を合格しておりながら、なおその点、念のためにやっているわけでございまして、そういうことが絶対に安心であるということで地方に発送する措置をとるために、今時間をかけている、そういう状態でございます。従いましてそれが恕限度を越えたものであるならば、むしろ検定基準に対して問題が出てくるというふうに私は考えるわけでございますが、その点は学問的に十分な安全性を確保するために一応検定基準を合格した上でも、合格の判定をしないでお検討しているという段階でございまして、検定に不合格になったという報道は誤りであるということを私は申し上げておるわけでございます。

○河野(正)委員　そこで私が申し上げましたように、単に一つの検定基準と云うことにとらわれることなく、要するに問題は、もともと検定基準を作り出したゆえんのもの、やはり國民が安心をしてその予防接種に応ぜられるということから生まれて参つておるといふように私ども理解をするわけであります。そこでそういう検定基準ができましたる精神から見ても、今局長から機械的に検定基準にとらわれるのではななくて、万全を期すると申しますか、國民が安心をしてその法律に応ぜられるという方針をぜひとも私は貫いていかなだきたい、この点一つ御要望を申し上げます。けておきたいと考えております。

それから今のことに関連してでございますが、なるほど国産品の検定不合

格という問題は誤報であったということとでございしますけれども、今日市町村段階でいろいろ予防接種を実施いたしておるわけでございします。ところがどうも厚生省から供給される小児麻疹のワクチンが時間的におくれて仕方がないということで、地方におきましては非常に不満があるかのように承っておるわけです。この点はただおくれた、おくれたということとでございしますけれども、これは免疫上非常に大きな問題が医学的に出てくるわけです。そこでもし検定問題で供給がおくれたというところでなければ、どういう理由で地方に對しますワクチンの供給というものがおくれておるのか、その辺おそろく理由があろうと思えますから、理由を一つお示しいただきたい。

○牛乳政府委員　ただいまの配給計画は、製品を包括的な需要に対して非常
に有効に供給するということが必要で
ございますので、私どもの方で府県の
希望数というものをあらかじめとりま
して、そしていわばコントロールをし
ているような状態でございます。それ
で現在の段階でおくれましたのは、一
つは先ほど申しましたように、国産品
のそういう検定の問題が私どもの予想
しました時期よりもさらに安全性をと
るために多少おくれたわけでございま
す。しかし全体としては、そのほかの
外国輸入品のワクチンの検定はただい
ま順調にいつておるわけでございます
ので、全体の計画は多少地域によつて
おかれておるものがございますけれど
も、その分はこれからの早急な手配に

よつてカバーされていくように思つて
おります。

○河野(正)委員　ちよつと考えますと、時間的におくれたのは、何か精神的な面の影響だけのような感じがいたしますけれども、実際には予防接種いたしまして、約半年しなければ免疫性というものが現われてこないということになりますと、もし夏場になって非常に流行期に入るといふようなことになりますと、その予防接種液の供給関係がうまくいかずにおくれる。そのために結局流行期に間に合わなくて、とうとう生命を失ったり、また小児麻疹に感染することになったならば、私は時間的におくれるということですが、私は大きな問題になってくると思いますが非常にです。私は実際に小児麻疹に罹病したりあるいは死亡したりしたそういう方々の立場になりますと、恨んでも恨みきれないのでなかろうかというふうな感じを持つわけでございますが、その辺はいかがでございますか。

○尾村政府委員　ただいまの御質問にありました予防接種二回までで、これは大体一カ月ないし一カ月半の間隔で終了するわけでございますが、その後七カ月たたないと免疫がでない、それが一そう供給のおくれでおくれたら非常に工合が悪いのじゃないかというお話でございます。一回目、二回目に、おける免疫のきき方でございますが、これはわが国でもその点非常に重大問題でございますので、一昨年予防衛生研究所が詳細な試験をしたのでございしますが、これによりますと、二回までの終了で、免疫に必要な最小限度の免疫抗体の生産量が四倍というのを一応最低の量にいたしておりますが、二回

終りましたもののうちの七五%が、この四倍量以上の免疫抗体に上る、ただし二五%はそこまでいっておらぬ、こういう形でございまして、これに七カ月後の三回目をいたしますと、完全な免疫体が一そろふえる。こういうことでございまして、二回目までは一切無効ということではなくて、これは相当な量の効果がある。これは英国で大々的に数十万人以上にやつたわけでございますが、そのときの例でも、二回のもので大部分で、三回やりましたものはむしろ少なかつたのでござい

ます。この英国の例によりまして、このやり方で大体五分の一に発病率が減つた、こういうことでございまして、一番望ましいのは三回、さらにその後一年半後の第二期接種、これをやりますほど完璧になります、しかし二回だとまだだからということであらう、やりますことは誤りでございまして、やはり二回でもやる、こういうことをいたしませんと、本年の一月以来始めましたものが、いずれにいたしましても最初の一月と次の七カ月、合

わせて八カ月かかるのでありまして、八月以降九月でなければ三回終わらぬわけでございます。その間何ら効果がないというようなことではなくて、それは二回までに完全ではないけれども相当な効果があるというので、予備費もとりました開始しておる状況でございますので、この点は万全ではござい

ませんが、やはり効果があるとして、二回目まででほとんどやってもらう、こういうことが望ましいわけでございます。

○河野(正)委員 私のはど御指摘申し上げました点は、何も効果がないか

らあとは放棄するということではなくて、やはり国の政策であります以上は万全を期さなければならぬ、しかもそのことが事生命にも関する問題でござい

ますから、ただいま局長がおっしゃいますように、一回、二回で七五%の成果を上げるといふことでござい

ます。最初から七五%だから、あとは少々おくれでもいいじゃないか、何か七五%がこれおくれる責任を回避する

一つの理由にされたら国民はたまたまぬと思ふのです。それでですから、国の方針としてはやはり私は一〇〇%の成果を上げる、それに基づく法律である、こういう建前ではなければならぬと思

います。そういふ体制が現時点においてでございまして、間合ねから七五%のか。私も、間に合ふねから七五%でいいじゃないかということではなくて、やはり予防衛生研究所でそういう実験結果が出ておるわけですから、万全を期する意味でそれだけの供給計画

といたうものが実施されなければならぬと思ふわけでございますが、実際問題としてそういう点はどうかと思ひますか、一つお尋ね申し上げたいと思ひ

ます。○牛丸政府委員 この予防疫種法の改正によつて予定されております六カ月から一才半並びに一才半から三才までの対象といふものと、それに要するワクチンの総量、それを私も供給計画として考へておるわけでございますが、それは現在すでに国内で生産され

並びに輸入をされ、検定をしているものと及びこれからの国内製品、それを検定をする計画、これによつて十分まかない得るといふ計画のもとにやつてお

りまして、その点は心配要らないといふふうに思ひわけでございます。

○河野(正)委員 今、体制としては万全を期して、自信があるといふお話でございしましたが、それは国産ワクチンだけでございまして、あるいは輸入ワクチンも含めてそういう体制が確立されるのか、その辺の事情を御説明願ひたいと思ひます。

も万全を期していかなければならぬ、一〇〇%の効果を上げていかなければならぬといふ問題等もありましたので、そこで計画としてなるほど輸入品と国産品とミックスしてやるというこ

とでございしますが、実際問題として今の段階では、輸入品をよけい使つたといふ方針で臨まなければ万全を期せられないのではなからうかといふふうにも思ひますが、その辺の御事情はいかがでござい

ますか。○牛丸政府委員 今、河野委員のお話の通りでございします。当初はどうしても国産品が生産のピツチを上げ得ませんので、ほとんど大部分を輸入品によつてまかなう。しかし、四月以降は

だんだん国産品がそれにかわつてくる、そういうふうな供給の見込みになるわけであり

ます。○河野(正)委員 私がその点を御指摘申し上げましたのは、それは冒頭において公衆衛生局長さんからもお話がございしましたように、まず量の確保である。それから第二には価格の問題である。それから第三には御説明もあつたわけ

です。そこでその点は実は私は国民の負担と申しますか、そういう意味からき

わめて重要な点になつてくると思ひます。と申しますのは、すでに御承知のように現在の国産品は大体一グラム三百四十七円でござい

ますが、輸入ワクチンの方は実際は五十円から六十円くらいと思ひますが、そういうふう

に日本の国産ワクチンといふものが大量生産といふ過程に入つておりませんか、今日非常にコスト高だといふこと

は、これは常識的な問題でございします。しかし、輸入ワクチンといふものが非常に安い。しかも当面して輸入ワ

すると生産が軌道に乗るわけですから、そういうためにコストがだんだん下がっていくということでございます。そこで私は当然輸入ワクチンに比重を置くという建前からも、さらには国産品が一つの生産軌道に乗っている、そういう建前からも、私は現在の国民の負担というものがどんどん下がっていかねばならぬと思うわけですし、国民もまた実はかわいい子供のためですからぜひやってもらいたい、しなねばならないということであり、やはり価格の点については非常に頭を痛めておる。鋭意研究中というところでございますけれども、大来年度はどのくらい下げられるだろうというふうにお考えでございますか。国民に対しては謝罪でございますから、一つお聞かせいただきたいと考えます。

○牛丸政府委員 参考のために、アメリカが一九五五年にソーク・ワクチンの製造を始めたわけでございます。そのときのこれはカッター・ラボラトリーズの例でございますが、価格は一cc、三百六十円でございました。今日のわが国の価格よりも高価でございます。それが二年たった一九五七年には二百四十円というように低下しております。来年度といいますが、三十六年度は今の価格決定においてすでに私どもは見込んでおるわけでありまして、来年度国産品のコスト・ダウンということがどの程度までできるかというところは、今直ちに……（現在幾らなのか、日本では）と呼ぶ者あり）現在日本では、当初四百五十円で販売しておりましたのを、輸入品とのブール計算によって三百四十円にまで

下げたわけでございます。約百十円程度下げたわけでございます。これは最終の販売価格でございます。これは安い輸入品とのブールによる価格のダウンでございますので、それをさらに、それ以後の輸入量によって比率が違いますが、その点のコスト・ダウンはできると思っています。

それからもう一つは、国産品が年次の、これはどうしても最初コストが高くてだんだん安くなっていく、そういうふうな経費の算定は、三十七年に入らないと経費のダウンはできないんじゃないか、と申しますのは、この一年間というものはすでに私どもとしては検討をして、今度の計算の基礎の中に、ブール計算の基礎としておりますので、三十七年になりましたら国産品だけで大体三百四十五円くらいのコストが、それが相当の幅で値下がりができるんじゃないかというふうに私どもは一応予想しております。大体三百円程度くらいまでは純国産品だけの計算では値下げができるんじゃないか、これは予想でございますが、一応そういうふうに私どもとしては踏んでおるわけでございます。

○河野(正)委員 重ねてでございますけれども、国産品で大体三百円、それと結局輸入品も一部使うということになるれば、大体国民の負担というのは三百円よりも以下、こういうふうな理解でけっこうですか。

○牛丸政府委員 輸入を三十七年も続けますならば、これは当然もつと三百円よりも二百円に近い価格まで下げ得るわけでございます。しかし三十六年度において国産品は相当生産が順調にいく見通しでございますので、三十七

年以降も輸入に待たなければならぬかどうかというところは、私は今の予想では、おそらく三十七年以降は輸入する必要はないんじゃないかということでございます。それから、今度、今度、今度はブール計算というのは、三十七年以降においては一応考えないでいいのじゃないかというふうに考えますので、今の河野先生のような通りになるかどうかは、ちょっと今のところはつきりその点は申し上げにくいと思っております。

○河野(正)委員 これは日本の業者を育成するという点もありまして、私は必ずしも輸入ワクチンということばかりを強調するわけには参らぬと思っております。しかしやっぱ一方、国民の負担という点もわれわれは考えなければならぬし、これは非常にむづかしい点だと思っております。そこでその点は、今まで行政指導で業者のワクチン製造について指導されたわけですから、ある程度軌道に乗ったものもあるとはどうもいえないことでは行政上済ませぬ問題もあらうと考えます。さればといって一方においては、今申し上げますように、国民の負担という問題がからんでくる。そういう意味ではほとんど輸入してもらった方がいいわけですね。これは非常にむづかしい問題です。ある程度業者の立場というものは尊重するけれども、しかし国民の負担というものはさらに尊重するといふ建前で、三十七年度の価格の問題については一つ御配慮をいただきたいと思っております。この点は政策上の問題になってきますから、厚生政務次官から御答弁願いたいと思っております。

○安藤(覺)政府委員 御指摘の価格の点につきましては、これがぜいたく品であるとか何とかいうものじゃないかと思いませんので、のみならず、なくてはならぬものになってきております折からでもございまして、できるだけ事務当局にも督促を与えまして、御趣意に沿うようにいたしたい、かように存する次第でございます。

○河野(正)委員 いずれにいたしましても、小児麻痺の流行を防止するということが建前ですから、そういう建前からさらに話を発展させて、そうしてこのワクチン問題の検討に当たりたいと思っております。御承知のように、ソ連はもうろんで、アメリカでもすでに予防接種の段階から、今までたくさん罹病者がおりますから、治療の段階というところで、いろいろこの治療薬についても新しい研究が進められ、またそれに対するいろいろな成果が発見されておるわけですから、そういう面に対する現在の状況を一つ御説明いただきたいと思っております。

○尾村政府委員 治療問題でございますが、これは二つございまして、急性期における治療、この場合に一番危険なのは呼吸麻痺を起こすための死亡でございます。これを中心とする治療とそれからあとで後遺症として肢体不自由を残す、麻痺を残す、これの治療と、両面に分かれるわけでございますが、これは不幸中の幸いといえますが、かかった者のうちの致命率、死亡率は年々著しく減少をいたしております。すなわち急性期における直接の死亡というものは非常に減少して参っております。これは急性期における治療がある程度成功しておること

比較的に言えるわけでございますが、たとえば従来、今から十年前、昭和二十六年ごろでございまして、病気に罹りますと一三・五％が死んだ。一割三分以上が死んだということでございます。昨年はこの致命率すなわち死亡率が五・六％ということになってございまして、約三分の一に低下したということでございます。この急性期の治療はかなり進んだ、こういうことが言えるわけでございます。ただし、この場合の一番の死亡原因であります急性の呼吸麻痺、これに対しては、鉄の肺に一時入れて人工的に呼吸をさせる、これが必要でございますから、昨年はこの人工呼吸器の肺が若干不足をいたしましたので、応急措置として国内のものにアメリカ等からの一時借用、寄贈もあわせて救命措置に当たっておるわけでございますが、本年度はできるだけさようなことがないように、今鉄の肺の増配置を計画的に進めておるわけでございます。これによりまして急性期の問題は比較的よくなるのではないかと、一そうこの死亡率の低下が成功するのではないかと、こう思われます。ただ後遺症として麻痺を残すもの、この症例は、北海道の例を見ますと、一時的な麻痺を入れますと、約五割に発生する。さらにこれが三月以上の長期の麻痺を残す者は三割ぐらゐるというところでございます。これらの防止方法としては、急性期に早期に整形外科的ないろいろな治療をやることと、それからやはり収容をいたしまして、家に置いてはいけないということで、これは一昨年からやっておりますが、伝染病予防法の指定伝染病になりましたので、

これを予防法に基づきまして公費で隔離収容する、そして早く骨髓にコリン剤等を注射するとか、ビタミン剤を注射するとか、極力麻痺を残さぬよう初期の処置をやる、これがだんだんと拡大しておりますので、麻痺の後遺率も減ると思いますが、しかしまだ現に相当出ているところでございます。この残った麻痺を早く回復させるという方法が、先般来特殊薬といまして、ヒガンバナ製剤であるガラントミンというよりよいものが外国でも工夫されて、わが国でも今試用中でございます。この試験使用でこれが確かに有効といふことのデータが出、さらに使用方法も日本の子供に適當な量が出ますれば、これは正規の輸入薬の方法をもちましてどんどん使うことになるかと思ひますが、現在まだ正確なデータは出ないで、相當量權威者による試験使用が行なれておるといふことでございす。ただ従来の成績から見ますと、これは一般的な神経の新陳代謝に必要なコリンを溶かしてしまふ酵素を抑制するといふような機能を持った薬でございすので、これはあながち小兒麻痺の麻痺だけにきくのではなくて、神経麻痺のいろいろなものに使われてきておるわけでありす。が、まだこの成績といふものが不足でございまして、これがほんとうの意味の治療剤かどうかという結論はまだ出ておらない。早くこの結論を待ちまして、相當程度有効ならば、これはこれなりにどんどん使うようにするといふことが望ましいと思つております。そのほかの治療方法につきましては、やはり長期に残る麻痺といふものは非常に悲慘なものでございすか

て、相當科学的にも立証されつづつあるのではなからうかという理解を私も持っています。しかも今申し上げましたように、時間的にも八カ月が二カ月で、非常に短縮される。子供たちの苦痛はなくなるし、両親の精神的苦痛がなくなるというので、私も是非常にけつこうだと思ひますが、そういう点に対してどういふふうな御所見を持っておられるか、これは国民も非常に関心を持っておると思うので、一つこの際お聞かせいただきたいと思ひます。

いうことになりす。それと地方の行政機関と一緒にしまして、精密な投与試験を行なう。こうなりす。その投与した個人にどういふふうになるかといふこと、それからお腹の中これが發育いたしまして外にまかれるわけです。それが自分の兄弟の子供たちに、どのくらいの間で、どういふふうに感染するか。それがさらに次々と外に出てくる、一ぺん弱めた菌であります。日本の環境でまた強い菌に戻るかどうか、この試験で初めてそれに結論が出るわけでありす。これは極力確実、しかしながら急いでやつてもらうといふことで、これに参加しております權威ある学者の皆様方も、国民の要望といふことも十分御納得願ひまして、研究という立場のほかに、そういうふうな背景も十分承された力を注いでいただくことになりす。たので、これは外国以上にスピードが上がる研究をお進め願ひするのじやないか。その結果において答申を得ればよいよ踏み切る、こういふふうになつておるわけでございます。

ら、各学界ではこれに対する治療方法といふものをいろいろな方法で試験されておるわけでございますが、これをやれば麻痺のうちの何十%にきくといふようなものは、まだ遺憾ながら決定版が出ておらない、一生懸命みな研究しておるという状況でございます。○河野(正)委員 この小兒麻痺の罹病を防止する上においては、今いろいろ治療方面の問題が詳述されたわけでございますが、そういう面と、もう一つは予防注射と関連いたしまする予防内服の問題があると思ひます。すでにこれもアメリカあるいはソ連においても非常に大きな効果を上げておるといわれておりますし、なお先ほどソーク・ワクチンの方は三回注射をして、そのために約八カ月かかるといふふうな局長の御説明もあつたようでございます。ところがこのなまワクチンの方は三回飲用で、大体二カ月で所期の効果を上げる。時間的にも非常に薬でございすし、それからまた飲む方です。これは子供たちのお菓子やあるいはまた飲みもの、そういうものにまぜて飲ませるならば、子供たちも非常に喜んで飲み、親御さんも注射に連れていくのは実際なかなか大へんなことですから、そういう意味の精神的苦痛もなく、そういうことでソ連あたりではこのなまワクチンの飲用によつて小兒麻痺を絶滅したといふふうな、これはどういふ内容かわかりませんが、一応そういうふうな大々的な宣伝もあるわけですね。しかしアメリカにおいても非常に効果を上げておるといふ報道もございす。いたしますから、これはやはりソ連だけの宣伝ではなく

して五千七百万円、合わせて約七千三百万円ほどになります。これだけ、このために特別な研究費をとりまして、国内でもこれは一、二の場所です。やったのではとても結果が急速に得られせんので、大体内の二十単位の大学の教室、その他權威のある、これをこなし得るところを網羅いたしまして、これに關する研究協議会を十二月に成立いたしました。日本医学会の会頭の田宮猛雄博士が会長になりまして、實際の中心になる国立予研の、この方の専門である副所長が幹事長になりまして、現在研究を続行中でございす。すでにこれに要します、發明者セービン博士の指定する原液、ビールスが生きておる原液でございすが、これが約十日前に日本に到着いたしました。予研ですでに第一の研究段階である、これが安全であるという試験を、サルに植えて試験中でありす。といひますのは、これが非常に大事でありまして、生きた菌を人間にやるわけでありす。従ひましてこの菌は安全であつても、他の有毒な結核菌とか、サルに流行しておりますBウイルスという別なウイルスがございす。これが一緒に増殖して入りますと、これは安全でも、他の増殖した有毒菌で人間が参つてしまひますから、従来のソークのように一ぺん消毒しないことになりす。これが一番重点です。これが約二カ月かかしまして四月中旬までに終わる。それが終わりますと、今度は人体に試験しても責任が負えるので、これを今の二十単位のそれぞれが研究機関が、子供さんの協力——これは實際は親御さんの承諾と

○河野(正)委員 これは人体実験もいたしますことだし、それには人權問題も伴つて参ります。非常に重要なものだと思ひますが、いずれにしてもそれが効果ありたいし、これは非常に大きな福音になるというふうには考へるわけでありす。そこで、そういうふうな非常に効果があつても、これがまたあんまり国民に負担がかかることでは、一方に非常に大きな問題が出て参りますが、大体これはなまワクチンの場合、實際に生産に入つておるわけでありす。けれど

これは予防法に基づきまして公費で隔離収容する、そして早く骨髓にコリン剤等を注射するとか、ビタミン剤を注射するとか、極力麻痺を残さぬよう初期の処置をやる、これがだんだんと拡大しておりますので、麻痺の後遺率も減ると思ひますが、しかしまだ現に相当出ているところでございまして、この残った麻痺を早く回復させるという方法が、先般来特殊薬といまして、ヒガンバナ製剤であるガラントミンというよりよいものが外国でも工夫されて、わが国でも今試用中でございす。この試験使用でこれが確かに有効といふことのデータが出、さらに使用方法も日本の子供に適當な量が出ますれば、これは正規の輸入薬の方法をもちましてどんどん使うことになるかと思ひますが、現在まだ正確なデータは出ないで、相當量權威者による試験使用が行なれておるといふことでございす。ただ従来の成績から見ますと、これは一般的な神経の新陳代謝に必要なコリンを溶かしてしまふ酵素を抑制するといふような機能を持った薬でございすので、これはあながち小兒麻痺の麻痺だけにきくのではなくて、神経麻痺のいろいろなものに使われてきておるわけでありす。が、まだこの成績といふものが不足でございまして、これがほんとうの意味の治療剤かどうかという結論はまだ出ておらない。早くこの結論を待ちまして、相當程度有効ならば、これはこれなりにどんどん使うようにするといふことが望ましいと思つております。そのほかの治療方法につきましては、やはり長期に残る麻痺といふものは非常に悲慘なものでございすか

て、相當科学的にも立証されつづつあるのではなからうかという理解を私も持っています。しかも今申し上げましたように、時間的にも八カ月が二カ月で、非常に短縮される。子供たちの苦痛はなくなるし、両親の精神的苦痛がなくなるというので、私も是非常にけつこうだと思ひますが、そういう点に対してどういふふうな御所見を持っておられるか、これは国民も非常に関心を持っておると思うので、一つこの際お聞かせいただきたいと思ひます。

○尾村政府委員 いわゆる弱毒なまビールス、弱毒ポリオ・ワクチンでございすが、これは今のお説の通りでございまして、世界でも初めて生きたビールスを口から入れて免疫を作るといふ、これは昔から見まして初めの西期的なことである。これが日本人にとつても安全で、しかも有効であるといふことになれば、これにこしたことはないでございまして、お説の通りでございす。従つてこれがそういふふうなものであることを確認するならば、できるだけこれを早く実施したい、こゝろいふことでございまして、それにはソ連の詳しいデータもわれわれ入手しておりますし、アメリカも昨年、一昨年と大量の試験をやつております。それで三種類あるのございすが、そのうちセービンという人の、今世界各国で使つて成功を見ておるといふふうになつておるわけでございます。それを利用いたしまして早く日本でも結論を出したいといふこととございす。政府でも三十五年の予算費といたしまして千六百万円、それから三十六年度の正規予算といたしま

も、一価価格の点ではどういふ見通しでしょうか。この点があらかじめわかりますならば、一つよく国民の方々にお知らせ願いたいと思います。

○尾村政府委員 これは今大量に何千万人分とやっておりますのはソ連だけでございまして、これは御承知のように国家生産であり、国家検定であり、全部国一本でやっておりますので、価格の点は今まで入手できていないのでございまして、従つてわが国でもそれをやり出した場合に、今までのソーク・ワクチンと比較してどういふふうになるかというのを予測したいところでございまして、ただこの場合にソーク・ワクチンの製造装置のある部分までは使えるわけでありまして、弱い生き菌を培養するまでは使える。ただその過程におきまして、価格に一番大きな大差が出るであらうと思われれるのはサルの問題であります。と言いますのは、ソーク・ワクチンでございまして、もちろん健康なサルを輸入いたしましたし、これがある程度観察して、比較的使えるサルを生きたじん臓に培養するわけでありまして、その場合には、もしサルに若干ほかの病気がありまして、最終におきまして一ぺん消毒いたします。全部滅菌いたしますので、他の雑菌があつても滅菌される。だから夾雑物として若干残る可能性はありますが、いわゆる非常な毒力を発揮する、病気を起こすということにはならない。しかしこのなまワクチンの場合には、その使つたサルのじん臓に絶対他の病菌が入つてきてはいけなないので、植えつける弱毒のウイルス以外に雑菌はないということが百パーセント確実でなければならぬというわけで、

今の見通しではおそらく今の三倍か四倍のサルのロスがある。今のところは大体冬でございまして、十頭輸入いたしますと、ソーク・ワクチン用でございまして二頭か三頭がロスになります。あとの七、八頭は使えるのが常識でございまして、この場合には、今のような外国の輸入の状況でございまして、おそろく一割か二割しか最初の間は使えないのではないかと。これは買出しから始めまして、現地でも健康なサルを選択して入れませんと非常にロスが多い。この点で、製造過程でまず第一に非常な価格の変動がありますので、従つてちよつと価格の計算が今から見込みがつかない。

それからもう一つは、サルの問題で、検定のときに、これが今のやうなことで、他の生きた菌があるかないかの検査は、ソーク・ワクチンよりは二倍程度綿密にしなければいかぬ。この点がプラスになる。それからマイナスになります。面は、菌を増殖して、さらに濃厚に増殖した原液を百倍とか五十倍に薄めて、それをいろいろなものに加工してやるわけにございまして、この点は非常に倅約になるわけですから、これはむしろ価格を引き下げる因子になるわけですから、さういふ形でございまして、現在のところはまだ価格が一体どの程度下がるか、あるいは当初は同じくらい見るかというところはちよつと申し上げる段階にない、今のところ資料も不足ということでございまして。

○河野(正)委員 ただいま研究段階でございまして、具体的に御答弁を求めるとも困難と思ひますけれども、やはり国民は負担という点に對して、価格という点に對して非常に關

心を持つておりますので、そういう意味でお尋ねをいたして参つたのでございまして。

今までいろいろ言葉のやりとりをいたしましたように、小兒麻痺を予防するあるいは治療するといふ上におきましては、いろいろな問題がたくさんあると思ひますが、いづれにいたしましても、疾病には国境がないわけですね。これは世界各國流行いたしますように、疾病には国境がございませぬ。時間がございましてインフルエンザについても若干触れたいと思ひますけれども、インフルエンザでも同じでございまして、同時に私は、人道上的問題でございまして、科学にも国境があつてはならぬ、こういふやうに理解をいたすわけですから、ところが、疾病があつてはならぬと同時に科学にも国境があつてはならぬといふことでございまして、実は昨年の秋でございまして、総評に對しましてソ連からガラランタミンを送るといふ話があつた場合に、厚生省がストップをかけたといふやうなことで、これは当時非常に問題を起こしましたが、私は疾病に国境がないと同時に、科学にも国境があつてはならぬといふ建前からも、どうもそういう厚生省の措置については納得のいかぬ点がございまして、その点を一つ厚生次官にお尋ねをして、あとはまた事務当局にお尋ねしたいと思ひます。

○安藤(覺)政府委員 お答え申し上げます。ガラランタミンにつきましては、まだこちらでほんとうにそれを確認しておりませんので、一応お断わりしてあるのだらうでございまして。ただ、今お話し

しの、病気に国境がない、従つてこれを治療するにあつた薬品等においても国境をなくしていくことが肝心だといふお説につきましては、私もこう

した、ことに小兒麻痺のような恐ろしい病氣、そうしてそれにかかつて不具になれば、生涯一人前の人間として働くことのできない立場に立つ。個人的には不幸の上もないのみならず、社会的にも国家的にもまことに生産的な重大な障害でございまして。かように考へてきますときに、將來におきまして、もし日本のこうした自由主義經濟のもとにおいて、どうしても諸般の事情から価格が高、國民がこれを使うために非常に困難するといふやうなことであるとした場合には、國家財政の方から何らかの形において手伝つても、これを低廉なものにしていくといふことがなくてはならぬ、かように考へるわけにございまして、ただいまの河野先生の基本のお考え方について、私もできるだけそれに同調して参りたい、かように考へるわけにござい

ます。

○河野(正)委員 実は先ほど公衆衛生局長の御答弁にもございまして、二十日ほど前に到着をして、二十単位の研究機関においてそれぞれ研究の段階に入つたといふお説のやうでござい

とについては、局長も科学者でござい

ますから、当然重大な関心を持つておられると思ひます。そこで、昨年の秋にさういふ話があつて、もし科学に国境がないといふ非常にフランクな立場であつたならば、私はさつそくこの問題と取り組んで一つ研究に入るといふ処置が望ましかつたと思ひけれども、十日前にやつと二十単位の研究機関で研究に入つたといふやうな今までの経緯を承つて、私が先ほど申しましたし、厚生次官からも御同意を得ました。科学に国境がないといふ考え方、どうも厚生省当局のおやりになることは相反するのではなからうか。新聞には、薬も色目で見たる傾向がある、これは科学を冒瀆するものだといふやうなことを指摘しておるやうでござい

ます。そこで一つこれは科学者の立場から、さういふ点に對して局長がどのようにお考へになつておるか、お答をいた

○尾村政府委員 次々と進展する世界のこゝろいふやうな研究に對する問題でございまして、結論から言ひますとわが國が若干見通しがおくれをとつたといふことは、率直に申し上げまして申しわけないことと思つております。と言ひますのは、実はわが國の小兒麻痺の流行の年次の推測を年々しておるわけにございまして、三十三年ごろからもうすでにある程度の増加があり、従つてこれの対策を立てなければいかぬといふことで、三十三年度におきましては予算を組みまして、まずこれの研究とともに、今使つておるソーク・ワクチンの製造、研究にすでに着手いたしたわけにございまして。三十四年には先ほど言ひましたやうに国立予防衛

生研究所自身でモデル・プラントを作りまして、常に製造、研究と両方並行して行なわれております。そこで六社の技術員を教育いたしまして、三十五年度からこれの民間生産に入つたといふことでございます。これは着々とやっておたのでございますが、その当時の見通しとしては、三十五年に急激に前年の二倍にもわたる大流行があるといふことは、だれも予測の説が出ておらなかつたのでございまして、大體今の傾向でちょうどよく防遏ができておるといふことであつた、そういうところへあつた事情が起つたわけでございます。そこでいわゆるソーク・ワクチンに対するいろいろな研究、指導、検定、こういうことで最近までは一ぱいの計画できておつたわけでございます。そこで今度なまワクチンの問題が出て参りまして、これは三十四年度から、そのごく一部でございますが、長岡市を中心に行つたしまして小量のなまワクチン人体投与試験を實はやつたわけでございます。これは国の責任でやらないといけませんから、予防衛生研究所の方が一部やりまして、これはそれなりの投与の副作用のない実験だけは済ませたわけでございます。昨年の秋、ソ連から十万人分の製造を終つたものが入るといふことで、これは決して国境の差でお断わりしたのも何でもなく、わが国の研究陣営の体制というものが、入つたからといつてその場でできるものではなくて——当時から私どもの方では計画をいたしまして、先ほど申しましたようによりやく十二月の下旬に、全国の関連のある権威者の合同的な研究体制ができ上がつた、そこで研究分担をいたしま

して、せい一ぱいのところで予算をとり、今の発明者それ自体の了解と指定によりまして、われわれとしては最短期間に入つた方である、実はこういうふうに結果から見えて思つております。今言いました時期に入つて、そして予研がこのような体制をよりやく整えて始めた、こういうことでございまして、実をいいますと予研なり各大学研究室なりも年度の途中でございますし、途中から開始するのは相当無理があつた。といふことは、予研から、先ほどいふようににどんどんやらなければならぬ検定に、研究者を全部動員いたしまして、ほんとうをいいますと昼夜を分かたずという状況で、さらに責任重大な研究をかたわらやらなければならぬ。もちろん人員を雇ひ上げたり、いろいろな方法は講じておりますが、これは非常に高度の研究でございます。ただ人夫を集めるというよりよくなわけにはいかぬ。実はわれわれとして机上でいろいろ予算さえ取れば、ハッパをかけるのは何でもないことであります。現実によつていたただく学者側の体制に、十分手当しなければ無理があつたわけでございます。さういふ形で、一般的には世界の体制よりおくれをとつたといふことは、もうあえてごまかすわけにもいかぬことであつて、これは今の見通しが若干違つておつたといふことであります。今後このスピードを取り返すには、われわれ政府側としても、これにタッチする研究陣営の方々の御協力を願わなければ何とできないといふことではあります。そういうことで大體意見一致いたしました、今非常なスピード

を上げていただいております、こういうことであります。

○斎井委員 今なまワクチンなりガラタミンの御説明がいろいろありましたが、問題は非常に社会的な不安が起ころうとしておることです。われわれは昨年、各地に小兒麻痺が流行するの、すみやかに予防体制をとれという強い要請をしたわけで、政府はそれに對して、予備費を二億餘り計上して、予防注射の体制を整えることになつたわけですが、問題は、まず一月なら一月に第一回目を注射をしまして、それから一カ月ばかりして第二回目を注射する。その次の第三回目の予防注射といふのは大體六カ月ないし七カ月あといふことになる。今河野先生からいろいろ御質問がありましたが、ワクチンの検定で力不足であつたとかあるいは副作用があるとかいふようなことは、それはデマだ、夾雑物だけだといふような御説明がありました。予防接種の方はそれでいいのかもしれないが、問題は第三回目の注射をするまでに七カ月ある。そうすると二回目の注射では、さういふ御説明があつたように七五％しか効果がない。七五％の免疫が出るかどうかもお問題があると思ひます。個体の差があるから問題があると思ひますが、一応政府のその御説明を信頼するとして、なお二回五分程度の免疫度において欠けるといふところがあるといふ問題がある。そうしますと、ちょうどこれから夏場に入りまして、小兒麻痺の流行期に入るわけですから、従つて三回目をやらなければ百パーセントでない。二回では十分でないといふところに実は流行地には不安がある。しかもこれが今から寒い冬に

向かうといふならいいのです。特に流行を見る夏場に向かうといふところに問題があると思ひます。そこで今度は一つなまワクチンでも飲ませてもらつたら、こういう経口投与をやらしたらといふ問題が出てくるわけですが、何か北海道方面では、そういう意向が非常に強くなつて、厚生省にすわり込むのだといふ話もあるといふことを実は漏れ聞いておるわけです。お父さん、お母さん方は、私が実験合になつてもよろしい、厚生省には責任を負わせませんから飲まして下さいといふ意見さえ私の耳に入つたわけです。これはやはり流行地における子供を持つてゐる父親なり母親なりの心配といふものは、そういう点があると思ひます。そこでまず第一に、厚生省としては、二回やつたら七五％の効果があるんだといふことを徹底するとともに、そういう申し出た諸君に対しては、やはり何らかの納得をさせるか、一つの地域を限つて、流行地帯といふものは大體地域はきまつていますから、相当大量のなまワクチンでも実験をやつてみるかどうかといふ、こゝろあたりの思い切りをやらなければならぬ時期が来ていると思ひます。そこで、予算書は、あとで私の質問になつたときいろいろお聞きしますが、五十人かそこらずのグループでおやりになるわけでしょう。それではやはり実験にも欠けるところがある。もし北海道の地区でそういう申し出がほんとうに真実にあるとするならば、一定の地区を限つて流行地帯だけ飲ましてみる、こういうことも私は一つの大きな実験方法になるんじゃないかと思ひます。それに

よつてなまワクチンへの道が開けてくる。そこに北海道大学その他学者を動員をして、やはり御協力を得ていく。幸い予算があるのですから——なければ予備費あたりから出していただく。その何億の予備費を出す必要はないと思ひます。こんな実験なら三千万か五千万かそこら出せばいいんじゃないかと思ひます。相当大規模の実験をやるにしても、そういう点、あなたはどうかお考えになつておられますか。何か今そういう問題があると聞いておるのです。がね、北海道方面から、それを関連してお聞きしたいと思ひます。

○尾村政府委員 この点につきましては、いすれにいたしましても使用するなまワクチンが、最初の実験室における安全試験でございまして、すなわち今予研でやつておられます他の危険は菌がないといふことを通過したものでなければいかぬと思ひますが、その場合、幸いといひますが、今、さしあたり実験にかかつておられますのが一リットル入つております。各型を一リットル入つておきますと、これのうち、まず毒力試験にごく一部を使ひます。それからこれのうちから、一単位五十名ずつ、二十班といつたしまして千名分を投与するわけでございます。それだけの型を、さういふいたしますと、まだ大量に残るわけでございます。そのなれば今の研究の進行状況によりまして残りのものは、安全試験はいやしくも済んで、それから投与方法はある程度まで、今の精密な投与をやりまして、五十人ずつでございますが、これは月に一ぺんずつ血液も養分も取るというわけでございます。いわゆる統計をとる場合の精密な科学的検査の対象になるわけでございます。それからそのほか

に大数計算として、そこまでわかつておれば危険はないので、どの程度の集団的な予防効果があるかというの、これはまた別の意味で必要なのでございます。すなわち十万人——これは薄めていきますと十万人分ある。そのうちで、今言ったようなことである程度減るといふことで、残りが何万か残るといふことになりま。今お説の通り、二回までは済んだが、あるところ集団勃発した。そこで何としても不安だから、それだけでも追加しておくといふことがあれば、これはむしろ実験という形で、あくまで実験で、しかも毒力については責任を持ったものでござい。ますから、これは研究協議会として、もそういう必要が起るということも予測しております。われわれもそういう事態になれば、それは研究の意味をかねてやる必要があるであらう、こ。ういふふうに大体協議会としての総会ではそういう話し合いになってお。ります。

○溝井委員 そうしますと、だいたい私はよくわかったのですが、実験をしてやるということではないかと思うのです。問題は不安を除けばいいわけですか。ところが大爆発をするさざしが見えてしまつてからではおそいのであつて、その前にやはり——これは昨年非常に広範に発生したところは大体菌が残つておると考えていいわけですか。その地区で、一つぜひそういう実験をということになれば、やはりやるときには集団的に一つの地区をやつておかぬと、もしものことがあつたとき。の防疫体制その他が散発的になると困るから、やはり一つの地区に限つて学

者その他を動員して、今のような投与の試験を本格的におやりになる。何万人残るか知らぬけれども、六、七万も残れば、これは安心のいく程度の地区はやれると思うのです。北海道は今まで一番不安のあるところですから、そ。ういふ非常に強い御意見があれば、早急に御検討になることが必要だと思。うのです。これは政治的な問題も含みま。すが、安藤政務次官、どうでしょう。

○安藤政務次官 実は溝井先生の御質問のうちに、ここ数回熱心な御陳。情をいただいております。私自身お。目にかかつておるようなわけでござ。います。現在ただいまも、一昨日お約束。いたしまして、その陳情の方々にお会。いする約束の時間でございますが、諸。先生方の御質問もおありになるとい。うことでございましたので、そちらを延。期していただいて、ここに足をとめて。おるようなわけでございます。

ただいま局長からお答えいたしました。ような方法が行ない得るとするならば、ぜひこれを推進していきたい、か。ように存じておるのでございます。な。おこの場合、その陳情等もお受けいた。しまして非常に心配でございましたの。で、大臣にもいろいろと御意見も伺。い、御相談も申し上げたのでございま。すが、何分にも人体を試験台として実。験することでございますので、大臣と。しては、科学者の意見の一致したこ。ろにおいて、諸般の打つべき手は打つ。ていきたい。大体の安全性というものが。そこに承認されない限り、やはり人命。に關する問題でもあり、過去において。厚生省として大きな失態をした事実が。あるようでございますので、こういう。意味において大臣としては慎重な態度

をとりたい、かように申しております。よく御陳情の中で、イデオロギー。の壁があるのではないかと御心配。を受けておりましたが、私も各局長と。に、どちらからかイデオロギー的な意。味において、この案を使うことを遠慮。せよというような話を受けておるか。と。いうことを尋ねましたところ、そ。う。いったことは他からは全く受けてお。りません、全く学者的良心において事。が。処せられております、かように申して。おります。従いまして大臣も、私もま。たさういふことを申したことはござ。い。ませんから、御愛護のようなイデオロ。ギー的な面から来る障害はないとい。う。ことを、ここに御確約できると思。います。

○溝井委員 そうしますと、科学者の。意見の一致を見て、あなた方が残りの。分で相当——北海道なら北海道の流行。地帯に何万人分かをやり得るといふ。体制ができるのは、どの程度の日数が。あれば大体さういふ結論が出ますか。

○尾村政府委員 安全試験は大体四月。の半ば過ぎに終わるといふ予定でござ。います。従いまして、それから各地に。渡しまして、五月から六月にかけてま。して、今の実験の精密投与試験が始まる。わけです。従いまして、その前。にこの研究協議会——三部会を作つて。おりますが、この幹事の集まりをひん。び。んとやるわけでございますが、そのと。きに、この残りのものを研究計画の中。に、いわゆる浅く、広くやる大規模投。与計画を作つてもらふといふようなこ。とに、先般の総会であつておるわけで。ござ。います。従つておそくとも五月ころに。は、今の協議会の学者方のこれをどう。いう形でやるかという結論が出るかと

思います。ただその場合に、先ほどの。お話をございましたが、たぶんそれも。含んでおると思うのでございますが、。北海道に非常に流行したといいま。す。と、流行しておる地域そのもの——昨。年流行したところでは、発病しなかつ。た者にも、かなり低年齢まで、自然免。疫が他より相当濃厚にできておる可。能。性がある。そ。う。い。た。し。ま。す。と、そ。う。い。う。こ。ろ。に。投。与。し。た。場。合。に、ほ。つ。と。い。う。も。の。が。精。神。的。な。不。安。だ。け。で、さ。ほ。ど。出。る。見。込。み。が。な。か。つ。た。と。こ。ろ。に。こ。れ。が。行。く。、。そ。の。他。の。と。こ。ろ。に。行。つ。た。場。合。に、。こ。れ。が。研。究。の。内。容。と。し。て、。は。た。し。て。そ。の。成。績。が。価。値。が。あ。る。か。と。い。う。こ。と。が。一。番。問。題。に。な。る。わ。け。で。ござ。い。ま。し。て、。従。つ。て。あ。る。程。度。や。る。か。ら。に。は、。そ。の。地。域。の。中。和。抗。体。の。で。き。て。お。る。状。態、。こ。れ。を。参。考。に。し。て。地。域。を。き。め。ま。せ。ん。と、。お。そ。ら。く。学。者。方。と。し。て。は、。そ。れ。は。た。だ。精。神。的。な。慰。謝。の。た。め。に。や。る。こ。と。で。あ。る。と。い。う。よ。う。な。感。じ。に。な。つ。て。し。ま。い。ま。し。て、。科。学。的。な。結。論。に。も。な。ら。ぬ。し、。ま。た。学。者。の。協。議。会。で。き。め。て。や。る。か。ら。に。は、。そ。う。い。う。こ。と。が。わ。か。つ。て。お。り。な。が。ら、。ご。ま。か。し。で。や。る。と。い。う。こ。と。に。は、。き。つ。と。納。得。さ。れ。ま。せ。ん。の。で、。実。施。す。場。合。に、。さ。よ。う。な。条。件。は。つ。く。と。思。い。ま。す。そ。う。い。う。よ。う。な。基。礎。に。立。つ。て。こ。れ。は。処。理。す。る、。そ。う。い。う。こ。と。に。な。る。か。と。思。い。ま。す。

○溝井委員 そうしますと、今の結論。でいきますと、大体五月ごろから流行。期に入るのだが、その流行期の前くら。いまでには見通しがつく、こ。う。理。解。し。て。差。し。つ。か。え。あ。り。ま。せ。ん。ね。

○尾村政府委員 そういふふうに今の。協議会の方に相談をしていただく、こ。う。い。う。ふ。う。に。存。じ。て。お。り。ま。す。

○河野(正)委員 話を戻しますが、先。ほども御指摘いたしましたし、なおま。た厚生次官から若干の所信の表明が。ござ。い。ま。し。た。が、。昨。年。の。ソ。連。か。ら。十。万。人。ガ。ラ。ン。タ。ミ。ン。を。送。る、。ワ。ク。チ。ン。を。送。る。と。い。う。こ。と。に。対。し。て、。厚。生。省。当。局。で。は。受。け。入。れ。体。制。が。で。き。ぬ。と。い。う。こ。と。で、。こ。れ。は。ス。ト。ッ。プ。を。か。け。た。の。だ。と。い。う。よ。う。な。御。説。明。も。ござ。い。ま。し。た。し。か。し。世。間。で。は、。さ。つ。き。申。し。上。げ。ま。す。よ。う。に、。や。は。り。ど。う。も。思。想。的。な。背。景。で。そ。う。い。う。こ。と。が。行。な。わ。れた。の。じ。ゃ。な。か。ら。う。か。そ。れ。に。対。し。て。は、。厚。生。次。官。か。ら、。断。じ。て。そ。う。い。う。こ。と。は。な。い。と。い。う。よ。う。な。お。話。が。ござ。い。ま。し。た。が、。そ。の。場。合。に。今。度。問。題。に。な。り。ま。す。の。は。当。局。側。で。す。ね。事。務。当。局。が。真。に。科。学。的。な。立。場。で。こ。の。問。題。に。対。し。て。臨。む。か。ど。う。か。と。い。う。こ。と。で。す。ね。た。と。え。ば。厚。生。大。臣。な。り。次。官。は、。そ。う。い。う。ふ。う。な。一。切。な。政。治。的。な。イ。デオロギーといふものは超越する。と。お。し。し。や。る。け。れ。ど、。今。度。は。補。佐。す。る。方。の。当。局。側。が、。技。術。的。な。面。か。ら。実。は。こ。う。だ。と。い。う。ふ。う。な。考。え。方。で。あ。り。ま。す。と、。結。局。そ。う。い。う。方。は。科。学。に。対。し。て。必。ず。し。も。専。門。的。で。ござ。い。ま。せ。ん。か。ら、。そ。こ。で。結。果。的。に。は。薬。ま。で。色。目。で。見。る。と。い。う。よ。う。な。現。実。が。生。ま。れ。て。く。る。わ。け。で。す。、。い。ろ。い。ろ。の。説。明。が。あ。り。ま。し。た。け。れ。ど、。ど。う。も。厚。生。省。が。今。日。ま。で。や。つ。て。こ。ら。れ。た。態。度。と。い。う。の。は、。国。に。よ。つ。て。冷。淡。な。態。度。が。見。受。け。ら。れ。る。、。そ。の。こ。と。は。ひ。いて。は。国民。と。い。う。の。が。非。常。に。不。安。を。持。つ。わ。け。で。す。ね。そ。こ。で。私。は。こ。の。点。の。国民。に。対。し。ま。す。疑。惑。と。い。う。の。は。は。つ。き。り。と。一。掃。す。る。必。要。が。あ。る。と。思。う。ん。で。す。厚。生。省。は。科。学。的。立。場。か。ら。一。切。の。思。想。、。政。治。と。い。う。の。を。離。れ。て、。国民。の。た。め。の。施。策。を。実。行。し。て。い。く。の。だ、。そ

うして国民の不安を一掃する、こうい
う建前をとらなければならぬと思うの
です。そこで厚生次官から、先ほどか
ら若干所信の表明がございましたが、
今までもそうでもないが、さらに今後
もそういう点は十分科学というものを
尊重して臨むのだという態度というの
を、一つあらためてここで明確にし
ていただきたいと思います。

○安藤(農)政府委員 河野先生からた
だいま重ねての御質問でございます
で、さらに重ねてお答えを申し上げます
す。

この問題は、科学と同時に人道の問
題でございます。大臣にいたされまし
ても、補佐いたされ私にいたしまし
ても、その問題にからめてイデオロ
ギーを云々しようというものは全くあ
りません。のみならず、監督機関の者
たちに対しまして、この点徹底せし
めるようにいたしたいと存じておりま
す。ただ科学者の誠意と学者的良心か
ら云々ということであり、同時に、そ
の寄つて研究せられた結果が全的に
安全度を持たない、安心できないとい
うことであられます場合には、これ
はいたし方ございませぬけれども、そ
の担当せられる科学者の立場において
も、できるだけイデオロギー等によつ
て災いされることのないように私たち
はこれを指導していくようにいたした
い、かように存じておる次第ござい
ます。

○牛丸政府委員 薬のことございま
すので、今の政務次官の考え、私も同
様でございますが、過去の事実につき
まして多少説明させていただきます。
実は私どもがイデオロギーに左右さ
れてないと思しすのは、昨年のソー

ク・ワクチンの輸入におきましても、
三回の輸入の一回はソ連から八百リッ
ターの輸入をしております。それは今
現実に検定に入つて、昨日検定に合格
しております。そういう事実もござい
ますし、昨年十一月にソ連なんかから
わが国の総評あてにガランタミンが三
万人分となまワクチン十万人分の寄贈
の通知があつた。それに關しまして、
なまワクチンにつきましては先ほど公
衆衛生局長から申し上げましたような
事情で、まだ研究態勢ができてないとい
うことで、こちらがその受け入れ体
制がないということの説明したわけ
でございます。ガランタミンにつきま
しては、総評の三万人分の第一回が三千
本入つたわけでございます。これに
つきましては総評の担当の部長から厚
生省の私どもの方、通関について
の免税措置をしてくれというような連
絡がございまして、これは大学に試験
用として配付するものであるというこ
とを総評から聞きまして、その旨
大蔵省の関税当局にも連絡したような
いきさつもございまして、それは現に一
部入つてゐるわけでございます。そ
のように、過去におきましても、特に
ソ連なりあるいはその同様な地区から
入つてくる薬については差別待遇をする
か、あるいはソ連製品なるがゆゑに薬
の輸入の許可を延期する、あるいは禁
止する、そういうふうな考えは毛頭
持つておりませんし、また事実もござ
いませぬので、この点だけをちよつと
御説明させていただきますと思いま
す。

○河野(正)委員 時間もございませ
んからだんだん結論に入りたいと思いま
すが、今局長からも御答弁ございまし
たし、なお先ほどは厚生次官から厚生
省を代表しての明快な御答弁ござい
ましたから、私どももその点に對して
信頼をして、今後ともそういう確固た
る精神で国民の不安を一掃していただ
くことにさらに格段の御努力をいただ
きたいと考えております。

そこで、時間の制約もございませぬか
ら、最後に小兒麻痺ワクチンのみなら
ず、ワクチン行政をひつくるめて、一
つ結論的に御質問申し上げて、御所見
を承つておきたいと思ひます。それは
この小兒麻痺でもさうでございませ
ぬし、それからまた最近非常に猛威をふ
るいました流感、これもさうでござい
ますが、どうも行政上の指導に欠陥
があつて、疫學上の研究というものが
非常に阻害されておる。たとえば流行
ですから次から次へと流行していくわ
けです。それでですから、疫學上の研
究というものが予防に非常に大きな貢
献的な役割を果たすということ、こ
れはもう科学的に否定することのでき
ない事実であります。ところがどうも
行政上の指導が悪くて、たとえば流感
の例で取り上げますと、地方によつて
は非常に的確に資料の報告を行なう
ところが地方によつては的確な資料が
出てこない。そうしますと、実際に上
の方で総合的に判断をする場合には非
常に大きな欠陥になるわけですね。こ
れはさつき公衆衛生局長から北海道の
実情を科学の立場からいろいろ御説明
がございまして、同様にやつぱり行政
上の指導を行なつていくためには、そ
の前提として疫學上のりつばな完璧な
基礎というものがなければ、小兒麻痺
もさうでございませぬが、流感の場合
も、その予防の万全を期していくこと

は私はできないと思ひます。ところが
今申し上げますように、どうも行政上
の指導に欠陥があつて、極端に言いま
すと、それが今度の流感の猛威の非常
に大きな原因になつたというふうな説
もあるわけですね。そこでこれは結論
でございますから、小兒麻痺、流感
ひつくるめてのワクチン総論でござい
ますけれども、そういうワクチン政策
というものを對して行政上の手落ちが
なかつたかどうか。世間では、あつ
た、そのために非常に大きな壁にぶつ
かつたというふうな説もあるわけ
です。そこでさういふふうなワクチン
ひつくるめての問題に對して、行政上
の手落ちがなかつたかどうか。もし手
落ちがあつたら、そのために、たと
えば流感の場合このワクチンの供給が
まづいかぬということになりますと、
これは国民大衆に非常に大きな迷惑を
かけるわけでありませぬから、さうい
う建前から、結論的にワクチンに對しま
す行政上の措置はいかかなものであつ
たかということについて、最後に御所
信を承つておきたいと思ひます。

○尾村政府委員 ワクチンの措置とな
りますとワクチン供給の問題でござい
ますが、十分間に合つかどうかという
ためには、今の疫學的な流行予測とい
うものが必要でございませぬ。今の両
者ともに、これはウイルスという、昔
からあるのではなくて最近よりやくわ
かつてきた病氣でありまして、しかも
それが日本人の間に、ある年をおい
て、あるいは連続いたしまして、相当
な波を打ちながら消長してきておる病氣
でございませぬ。従ひましてこれはただ
地方の大学の一研究室等がちよつと手
を出したというのでは全国の傾向をつ

かめないわけですね。どうしても地方の
県立の行政力を持った地方衛生研究所
というものが、常時相当数な県民の
ウイルスに對する免疫力がどうなつ
ておるかという消長をつかんでおくこ
とが流行予測に對する一番確実な科学
的な根拠になるわけでありませぬ。そ
の点におきましては確かに、今までの大
學もさうでございませぬが、こゝろ行政
政策の研究所の能力と、それに対応
する施設設備というものが非常に貧弱
なものでございませぬ、おくれござい
ます。よりやく地方衛生研究所につき
ましては来年から初めてウイルスを中
心にする検査能力の拡充のための補助
予算というものが新規でついたわけ
であります。これは決してわかつておつ
てなまけておつたというよりも、伝
染病の主要部分をウイルス性の疾患が
占めるようになってきたごく最近の状
況、これに對して疫學予想するために
は相当高度を要しますが、これらの多
数の人間に對する免疫抗体の測定方
法、これがわかつてきたのがむしろこ
の最近でございまして、今まではその
ためのずれがあつた。この点は今より地
方でも中央も十分着目いたしまして、今
の話のように来年から地方のみならず
予研の方も拡大する。それから公衆衛
生院に疫學部というのがございまし
て、これらデータを分析して予測を
立て、これに續いて疫學會、それから
伝染病予防調査会という機関がござい
ますが、これにデータを提供して年々
の政府の流行予測をやつてもらう、そ
れでこれの基礎的な条件が非常に強化
される、こゝろいふことでありますの
で、まあ今までの手落ちといへば手落
ちかも知れませんが、今の學問の進

歩と、実際の国内のそういうようなもののわかり方がごく最近のものであるということ、おくればせながら今後には非常な充実を見る、こういうふうな自信を持っているわけがあります。

○河野(正)委員 時間がございませから、最後に一つ申し上げておきたい点は、今も御説明がございましたように、ワクチンそのものを非常に効率的に使用するにいたしましたも、やはり疫学上の発生統計というものが非常に貴重な存在になるわけです。そのことによつて地域、時期というものも予見されますし、そういうことでその地域なり時期というものが疫学上の発生統計から予見されるということになれば、そこに重点的にワクチンをつぎ込めばいい。それがまんべんなくつぎ込むと、たとえば流感のごときはやつた、さらにそこからワクチンを作る——これは作つておりましたも、結局効果の期間がありまして、一年以上かぬわけですから、そこで常に作つてたくわえておくわけにいかぬですね。それで地域、時期を予見するということが非常に大事な問題です。その場合に私はやはり教育機関、大学並びに研究所だけにたよつていても、そういうところの資料だけでは行政力がございませんから、なかなかまかい資料が出てこないと思ふのです。そういう点、やはり行政力を發揮して、そしてそういう研究所やあるいは大学あたりで手の届かないところに対しては行政力を發揮して、そして完全な疫学上の資料を作成しておかなければ、より効率的な防疫というものはできぬと思ふのです。そういう意味で、なるほど今まで予算をつぎ込んでそれぞれ研究機関なり大学

なりに研究を委嘱されることもけっこうですけれども、その足らざる点は一つ十二分に行政力を發揮して補つていく、そこに私は初めて予防の万全が期せられ得る最大の条件があるというふうに考えるわけです。そこで手落ちがあつたとかなかったとかいうことは表現の問題ですけれども、私はそういう点からいへば、やはり力が欠けておつたわけですから手落ちだつたと思ふのです。私はそういう考え方に基づいて、今後一そう力を入れていただかなければならぬと思ふわけですが、その点に對しても、總括して厚生次官から御答弁を願つて私の質疑を終わります。

○安藤(覺)政府委員 河野先生の御質問に對して、ただいま尾村局長から数種の点から反省いたしました御答弁を申し上げたわけでございますが、さらに私からというお言葉でございますので私からも申し上げます。まさにそうした事態に對処するためには御指摘のような点について十分なる留意をして計らつていかなければならぬと存じます。今後におきましてさらに局長を奮勵いたしますのみならず、私たち自身も注意を深くいまして御期待に沿うように進んでいきたい、かように存じておる次第でございます。

○山本委員長 午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十九分休憩
〔休憩後は會議を開くに至らなかった〕

社会労働委員会議録第七号中正誤	
ページ	誤
三	正
三	当該患者
三	当該患者若しくはその配偶者